

## 長野市手話言語条例の制定に関する請願

令和 5 年 11 月 30 日

長野市議会議長 西 沢 利 一 様

請願者 住 所 〒380-0943

長野市大字安茂里差出 1969-1

団体名 長野市聴覚障害者協会

代表者 会長 寺澤正風

紹介議員 寺沢 中 子

## &lt;請願要旨&gt;

多くの自治体が手話言語条例を制定していますが、長野県域では、長野県、佐久市、上田市、塩尻市において、手話言語条例を制定しています。中核市である長野市においても、長野市に在住または在勤する聴覚障害者が少しでも円滑に地域生活や社会生活を営むことができるよう、長野市独自の手話言語条例を制定するよう請願します。

平成 23 年、障害者基本法の改正により、「言語（手話を含む）」と明記され、手話言語は音声言語と対等な言語であることが認められました。しかしながら、音声言語が中心の社会であるため、聴覚障害者の多くが生きづらさを感じています。

障害者雇用促進法では、障害者が職場に定着し安定的に働き続けることができるようにするための合理的配慮の提供が義務づけられていますが、聴覚障害者の多くが、同僚や上司とのコミュニケーションがうまくいかないため、良好な人間関係を築くことができず、結果的に転職に追い込まれてしまうケースは少なくありません。

コミュニケーションがうまくいかない原因として、業務のやり取りは音声言語が中心であるため手話を第一言語とする者にとって疎外感を感じる場合があります。上司や同僚の聴覚障害者に対する指示が筆談である場合、書記日本語を苦手とする聴覚障害者は、意味の捉え違いから、適切でない対応を取ってしまう場合があります。

このため、聴覚障害者がいつでもどこでも円滑にコミュニケーションが図れるよう長野市独自の手話言語条例の制定を求めます。

## 【請願項目】

市民がお互いに助け合い、共に生きる長野市街づくりを目指して、自由に手話によるコミュニケーションを図れるよう、長野市独自の手話言語条例の早期制定を求めます。

なお、具体的な施策は以下のとおりです。

- ・行政、事業主、市民等、それぞれの役割や責務を明確にする。
- ・学校、病院などにおける手話の普及、聴覚障害者に対する理解の普及啓発に努める。  
(例 学校では、手話言語を教科として取り入れるなど)
- ・障害者雇用促進法を補完するための施策として、就業の場面でも自由に手話言語が使えるよう、手話に関する普及啓発や聴覚障害者等に対する理解を広めるための学習会を行う。